

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市常磐土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）榎ノ内地区）を行うことについて令和5年12月12日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和6年1月4日から同月24日まで縦覧に供する。

令和5年12月22日

香川県知事 池 田 豊 人